

ビジネスプラス U³ REC受信サーバに関する利用規約【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日	2026年4月1日～
<p>第3条（本規約の変更）</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知又は周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。</p> <p>(1) 本規約の変更が、本契約者の一般の利益に適合するとき</p> <p>(2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき</p> <p>第5条（本契約の単位）</p> <p>当社は、1の申込みごとに1の本契約を締結します。この場合において、本契約者は、1の本契約につき1人に限ります。</p> <p>2.ビジネスプラス U³ REC 受信サーバの利用には、株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」といいます。）との間で、法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。以下同じとします。）名義で 5G サービス契約約款、<u>Xi サービス契約約款</u> <u>又は FOMA サービス契約約款</u>（以下総称して「契約約款」といいます。）に基づく 5G 契約（5G サービス契約約款に規定するコース B に係るものを除きます。）<u>、</u> Xi 契約 <u>又は FOMA 契約</u>（以下総称して「5G/Xi/<u>FOMA</u> 契約」といい、当社 NTT ドコモとの間で 5G/Xi/<u>FOMA</u> 契約を締結した者を、以下「5G/Xi/<u>FOMA</u> 契約者」といいます。）を締結していることが必要となります。</p>	<p>第3条（本規約の変更）</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知又は周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。</p> <p>(1) 本規約の変更が、本契約者の一般の利益に適合するとき</p> <p>(2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき</p> <p>第5条（本契約の単位）</p> <p>当社は、1の申込みごとに1の本契約を締結します。この場合において、本契約者は、1の本契約につき1人に限ります。</p> <p>2.ビジネスプラス U³ REC 受信サーバの利用には、株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」といいます。）との間で、法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。以下同じとします。）名義で 5G サービス契約約款 <u>又は</u> Xi サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます。）に基づく 5G 契約（5G サービス契約約款に規定するコース B に係るものを除きます。） <u>又は</u> Xi 契約（以下総称して「5G/Xi 契約」といい、当社 NTT ドコモとの間で 5G/Xi 契約を締結した者を、以下「5G/Xi 契約者」といいます。）を締結していることが必要となります。</p>

<p>第7条（本契約の申込み）</p> <p>本契約の申込みを行おうとする5G/Xi/FOMA契約者（以下「本申込者」といいます。）は、本規約の内容に承諾の上、当社所定の方法により、次の各号に掲げる事項を記載した当社所定の申込書（以下「契約申込書」といいます。）を提出するものとします。</p> <p>なお、契約申込書が当社に提出された時点で、申込者は本規約の内容を承諾したものとみなします。</p> <p>(1) 本申込者の名称及び住所</p> <p>(2) 本申込者の5G/Xi/FOMA契約に係る契約者識別番号（電話番号）</p> <p>(3) 本ライセンスを申し込む対象サービスの名称</p>	<p>第7条（本契約の申込み）</p> <p>本契約の申込みを行おうとする5G/Xi契約者（以下「本申込者」といいます。）は、本規約の内容に承諾の上、当社所定の方法により、次の各号に掲げる事項を記載した当社所定の申込書（以下「契約申込書」といいます。）を提出するものとします。</p> <p>なお、契約申込書が当社に提出された時点で、申込者は本規約の内容を承諾したものとみなします。</p> <p>(1) 本申込者の名称及び住所</p> <p>(2) 本申込者の5G/Xi契約に係る契約者識別番号（電話番号）</p> <p>(3) 本ライセンスを申し込む対象サービスの名称</p>
	<p>附 則（令和8年1月28日 C A S 1 サ000400009952-01号）</p> <p>この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。</p>